

無料相談

市民総合相談 予約は ☎ 0857-20-3862 まで

■市民総合相談センター（市役所駅南庁舎1階41番窓口）【予約不要】
《くらし110番相談窓口》

内 容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）
と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活相談窓口》

内 容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、多重債務など、消費生活に関すること（専門相談員対応）
と き：平日8:30～17:00（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

■法律相談【電話予約制】

内 容：法律全般（弁護士対応）
と き：5/7（木）・12（火）・19（火）・27（水）
13:00～16:00（定員各5人ずつ）

ところ：駅南庁舎

予 約：4/24（金）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内 容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）

と き：5/27（水）13:00～16:00（定員5人）

ところ：本庁舎

予 約：5/25（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）
と き：5/13（水）13:00～16:00（定員5人）

ところ：駅南庁舎

予 約：5/7（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）

と き：5/21（木）13:00～16:00（定員3人）

ところ：駅南庁舎

予 約：5/14（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター ☎ 0857-20-3862

行政相談

内 容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）
と き：5/7（木）・12（火）・19（火）・25（月）13:30～15:00

ところ：5/7＝市役所駅南庁舎、5/12＝輝なんせ鳥取、5/19＝さざんか会館、5/25＝トスク本店インフォメーションルーム

☎ 鳥取行政評価事務所 ☎ 0857-24-5542

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約
と き：4月15日（水）13:30～16:00
ところ：県庁 会議室（東町一丁目）

☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

土地・建物の価格や賃料等に関する相談

不動産鑑定士による無料相談です。 ※当日受付

と き：4月10日（金）13:00～16:00

ところ：市役所駅南庁舎

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター ☎ 0857-20-3862

人権・生活相談（無料）

と き：4月2日（木）・7日（火）・9日（木）・14日（火）・16日（木）・21日（火）・23日（木）・28日（火）・30日（木）
15:00～17:00（定員各2人ずつ）

ところ：人権交流プラザ（幸町151）

内 容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）

☎ 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、人権福祉員が対応しています。

行政書士無料相談

と き：4月11日（土）10:00～15:00 ※当日受付、先着順
ところ：県立図書館2階 小研修室

内 容：相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可の手続きなど（行政書士対応）

と き：5月3日（日）10:30～14:30 ※当日受付、先着順
ところ：用瀬図書館 おはなしの部屋

内 容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士対応）

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

特設人権相談

と き：4月20日（月）13:00～16:00

ところ：さざんか会館（富安二丁目）

内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

中電ふれあいホール ギャラリーの案内

4月3日（金）～8日（水）

◆フォトクラブ 翔 写真展

4月17日（金）～22日（水）

◆グループ「アングル」展

4月24日（金）～29日（水）

◆古民家・樹脂粘土の作品展

☎ 中電ふれあいホール（鳥取市片原一丁目201）

☎ 0857-22-0354

開館時間：9:30～17:30（月曜休館） ※入館無料

市民伝言板

市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

『YOUはなぜ鳥取へ？』～ロシアと日本での暮らしの中で～

時：4月21日（火）10:30～11:50 / 所：ホテルニューオータニ鳥取2階鳳凰の間 / 容：自身の愛称を“トットリーナ”と名乗るほど鳥取大好きなイリーナさんが、自らの体験から知り得たことを話してくれます / 員：20人程度 / 料：無料 / 連：ITCとっとり砂丘クラブ 加納 ☎ 090-3375-9672

ツリーイング&ネイチャーゲーム&クラフト体験会～みんな集まれ！遊遊ひろば～

時：4月25日（土）9:30～16:30 / 所：森林公園とっとり出合いの森 / 容：自然の中で体や五感を目一杯使って楽しむ、子ども対象のイベント / 対：年長～中学3年生 / 連：遊遊ひろばを楽しむ会事務局 伊藤 ☎ 080-5755-3384 ☎ norida_non@yahoo.co.jp

第3回森林公園とっとり出合いの森「いなばの森」森林浴ウォーキング大会

時：5月10日（日）9:00受付開始 / 所：森林公園とっとり出合いの森（管理棟受付） / 容：初心者コース・健脚コース・ノルディックウォーク体験 / 員：300人 / 料：500円 / 申：4月20日（月）まで / 連：鳥取いなばライオンズクラブ ☎ 0857-22-6860 ☎ 0857-23-4908 ☎ inaba-lc@hal.ne.jp

※6月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、4月15日（水）までに、ハガキ、ファクシミリ（☎ 0857-20-3056）または電子メール（☎ shihou@city.tottori.lg.jp）で秘書課広報室まで。

紙面の都合により掲載できない場合があります。あらかじめご了承ください。

図書館だより

■中央図書館 ☎ 0857-27-5182 ☎ 0857-27-5192

開館時間 9:00～19:00（土・日曜は17:00まで）

■気高図書館 ☎ 0857-37-6036 開館時間 10:00～18:00

■用瀬図書館 ☎ 0858-87-2702 開館時間 10:00～18:00

※休館日は、毎週火曜日、毎月最終の木曜日

国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧・複写ができるようになりました

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、インターネット公開されておらず、絶版等の理由で入手困難な資料約138万点の閲覧、複写ができるようになりました。

利用条件 鳥取市立図書館の利用登録者

利用方法 中央図書館「情報検索コーナー」のインターネット用端末（1台のみ）で利用できます。相談カウンターでお申込みください。

複 写 著作権法の範囲内で行います。
複写料金 白黒1枚10円 / カラー1枚50円

ちいさい子どものためのわらべうた

と き 4月20日（月）11:00～11:30 ※要申込み

講 師 わらべうたの会「ゆなの木」

と ころ 中央図書館 多目的ホール

定 員 30組 6カ月～3歳の乳幼児と保護者

ポリテクセンター鳥取 受講生募集（6月期生）

再就職のために職業訓練を受講してみませんか？

【金属加工技術科】 / 【住宅リフォーム技術科】

募集期間	4月14日（火）～ 5月14日（木）
訓練期間	6月 2日（火）～ 11月30日（月）
受講料	無料 ※テキスト代（約1万円）は自己負担です
定 員	15人（金属加工技術科） 18人（住宅リフォーム技術科）
応募方法	受講申込書をハローワークに提出してください
選 考 日	5月20日（水）

☎ ポリテクセンター鳥取（鳥取市若葉台南七丁目）☎ 0857-52-8802

No.025

ガード博士とメープル助手の消費者トラブル講座

ガード博士からのワンポイント！

知らない人の訪問には
気を付けて！
普段から鍵をかける、
チャーンをしたまま対応する
など、自衛が大事じゃ！

ガード博士

訪問販売の場合、契約した日から8日間はクーリング・オフ制度で契約を取り消すことができます。必ず業者から契約書面をもらいましょう。悪質な業者は、連絡先を伝えずにお金を請求することがありますので注意しましょう。相手の連絡先が分からない場合、被害の回復が困難です。訪問販売に関するトラブルの相談は、当センターで受け付けています。

訪問販売の場合、契約した日から8日間はクーリング・オフ制度で契約を取り消すことができます。必ず業者から契約書面をもらいましょう。悪質な業者は、連絡先を伝えずにお金を請求することがありますので注意しましょう。相手の連絡先が分からない場合、被害の回復が困難です。訪問販売に関するトラブルの相談は、当センターで受け付けています。

学生でアパートに一人で暮らしている。先日、「法律で決まっているので、火災報知器を買ってください」と業者が来た。価格は5万円と言われ、高いと思ったが支払った。アパートの管理会社に確認すると、「入居者が設置する必要がある」と言われた。解約したいが、相手の連絡先が分からない。

連絡先はどこ？
悪質な訪問販売にご用心

☎ 駅南庁舎市民総合相談センター
0857-20-3863

メープル助手